

箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、猫の不妊手術又は去勢手術（以下、「手術」という。）を受けさせる者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、猫の不妊及び去勢手術の普及を図り、もって野良猫、捨猫等の増加及び猫による被害を防止するとともに、動物愛護についての意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 箱根町猫の不妊及び去勢手術補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき箱根町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- (4) 町内において、猫を飼養管理している者又は所有者の判明しない猫を責任をもって世話している者

(補助金額、補助対象期間及び補助対象頭数)

第3条 補助金額は、当該手術費の2分の1に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術（メス）の場合 1頭につき3,000円
 - (2) 去勢手術（オス）の場合 1頭につき2,000円
- 2 前項の規定により算出をした補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象期間は毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補助頭数については、各年度1世帯につき3頭までとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、開業獣医師により手術を当該猫に受けさ

せた後、猫の不妊及び去勢手術補助金交付申請書（第1号様式）に、領収書その他支出を証すべき書面等を添えて町長に申請するものとする。

（交付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、猫の不妊及び去勢手術補助金決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の規定により交付を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、猫の不妊及び去勢手術補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の請求書等の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（実施細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に行った手術に対する要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。